

乗用カート利用約款

水上高原ゴルフコース

第 1 章 総 則

(本約款の目的)

第 1 条 本利用約款は、当ゴルフコースの乗用カート（以下「カート」と称します）の利用に関する基準の定めを以って、当ゴルフコースを利用する方及び従業員の安全、並びに施設の保全を図り、且つゴルフプレーや施設利用の充実を期すことを目的とします。

(本約款の遵守)

第 2 条 カートの運転者（以下「運転者」と称します）は、当該カートの同乗者（以下「同乗者」と称し、運転者及び同乗者を総称して「利用者」と称します）は、カート利用に関し、キャディ付プレー・セルフプレーにかかわらず全て利用者が本利用約款を遵守する義務を負います。

(利用の申込)

第 3 条 カート利用の申し込みは、「水上高原ゴルフコース利用約款」第 1 条および第 2 条記載のゴルフコース利用の申し込みに含まれております。

2. カート利用の承認は、利用者全員が施設利用の申し込みを終えた後、係員が当該カートに案内カードを提示したときに効力を生じます。

(運転等の制限)

第 4 条 利用者は係員のカート利用に関する指示に従っていただくことになります。

2. カートは、ティーインググラウンド・グリーン及びグリーン周辺やゴルフコース規定の場所を除き、カート用通路やフェアウェイ・ラフを含めた走行(乗り入れ)が可能です。但し、係員の指示や雨天の場合等で、カート用通路のみの走行許可となる場合は、その指示や表示板などの規定を守っていただきます。

(運転者の資格)

第 5 条 運転者は、運転免許を有する方に限ります。

2. 次の事由のある方は、運転者となることができません。

- (1)運転免許に条件が付されている場合に、当該条件を満たしていない方。
- (2)アルコール類を飲用した方、その他の事由により正常な運転が困難な方。
- (3)免許停止・取消等により前項にかかる運転免許資格を所持していない方。

(運行責任者)

第6条 運転者は、当該カートの実行責任者となります。

2. 実行責任者はカートの運行を支配し、事故防止責任を負います。
3. 運転者が交替する場合は、実行責任者の変更となることを認識して、利用者間の協議、及び責任において、これを行ってください。
4. カートの停止・同乗者の乗降・その他のカート運行に関する事項は、運転者の判断と責任において、これを行い、同乗者はカートの運行に関し、運転者の指示に従うこととします。

第2章 注意事項

(安全運転義務)

第7条 運転者は、カートの運行に際し、当該カートの装置を確実に操作して、周囲の状況に応じ、他の人身に対する危害、当該カートに対する損傷あるいは施設に対する損傷を及ぼさないような速度と方法により、当該カートを運転することとします。

(運転中の注意)

第8条 運転者は、カートの運転に際し、次の事項を遵守してください。

(1) 走行の開始の際の注意事項

(イ) カートの選定および運転の開始は、係員の指示に従うこと。

(ロ) 運転の開始に際し、必ずブレーキ、その他の装置が正常に作動することを確認すること。

(ハ) 発進は、必ず同乗者が着座したことを確認のうえで行うこと。

(2) 走行の際の注意事項

(イ) カート用通路の走行に関し、走行方法等(走行方向・走行速度・一旦停止等)の標示があるときは、これに従うこと。

(ロ) 起伏のある場所・上下勾配のある場所・曲折した場所・付近に転落等の危険を伴う場所を通行する場合には、予め、減速のうえ、低速で走行し、かつ必要に応じて、同乗者に声をかけるなどして、注意を促すこと。

(3) 停車等の際の注意事

(イ) カートは、斜面その他の不安定な場所、あるいは打球が当たる可能性のある場所には、停車または駐車させないこと。

(ロ) カートを離れるときは、必ず同乗者の降車を確認のうえ、駐車装置(パーキング・ブレーキ)を確実にかけてください。

(ハ) カートの利用を終了する場合(ハーフ休憩も含む)には、必ず、係員の指示に従い駐車すること。

2. 運転者は、カートの運転に関し、前項に定めるほか、歩経路及びカート用通路を道路とみなして、道路交通法に定める運転方法及び通行方法に準拠してこれを行うこと。

(同乗者等の注意事項)

第9条 同乗者は、カートの利用に際し、次の事項を遵守してください。

- (1)カートの走行用装置(電源・駆動・ハンドル・停止・駐車装置等)には、手を触れないこと。
- (2)カートが発進する際や走行中、特に起伏のある場所・上下勾配のある場所・曲折した場所・付近に転落等の危険を伴う場所を走行する際は、必ずカートの把持部分(アームレスト・アシストグリップ等)に掴まること。
- (3)カートの走行中は、カートから身体・衣服・用具等がはみ出さないよう留意すること。
- (4)カートへの乗車は、カートの定員を守ること。

第3章 その他

(利用の中止等)

第10条 利用者に、次の事由がある場合には、当該利用者につき、運転を禁止し、カート利用を中止、あるいは施設利用を中止していただくことがあります。

- (1)運転者に、運転者の資格のないことが判明したとき。
- (2)利用者に、本約款あるいはゴルフコース利用約款や利用規則・その他の規則に反する行為があったとき。

(事故の場合の連絡)

第11条 利用者は、プレー中の事故またはカート事故が発生した場合、もしくはカートが故障した場合は、プレーを中止し直ちにマスター室にその旨連絡しなければなりません。

(事故の場合の責任等)

第12条 運転者が、カートの運行に関し、故意または過失により、人身に危害を及ぼし、あるいは施設(カート、その他の施設内の物品を含む)に損害を及ぼす事故(以下「カート事故」という)を起こした場合には、被害者に対し、当該カート事故により生じた損害を賠償していただきます。

2. 同乗者の故意または過失によりカート事故が生じ、またはカート事故を誘発した場合には、当該カートの態様に応じ、運転者と連帯して、あるいは単独にて、被害者に対し当該カート事故により生じた損害を賠償していただきます。
3. 同乗者が、カート事故の被害者となった場合において、当該同乗者に、本約款に反する行為があった場合には、事情に従い、運転者に対する損害賠償請求の全部または一部が、過失相殺により、免責されることがあります。
4. 当ゴルフコースは、カート事故による人的・物的損害について、一切その責任を負いません。